

新旧対照表

変更案	現行
長崎県五島市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針 令和 2 年 6 月 <u>策定</u> <u>令和 7 年 ● 月 改訂</u> 経済産業省 国土交通省	長崎県五島市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針 令和 2 年 6 月 経済産業省 国土交通省

変更案	現行
第 1 章 総論 ～ 第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号） （略） 第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続 （１）～（４） （略） （５）公募占用計画の変更に係る事項 （中略） 1) ～ 4) （略） 5) FIP 制度への移行¹ <u>FIP 制度への移行には、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、FIP 制度への移行に係る認定公募占用計画の変更が認められた場合の基準価格は、変更前の認定公募占用計画に記載された供給価格と同じ額とする。</u> （脚注） <u>1 FIP 制度への移行を行う場合において、本公募占用指針の第 1 章から第 10 章までの規定中「調達価格」とあるのは「基準価格又は調達価格」と、「調達期間」とあるのは「交付期間又は調達期間」と、「FIT 認定」とあるのは「FIP 認定又は FIT 認定」と、「特定契約」とあるのは「市場取引等又は特定契約」とするほか、必要な読替えをする。</u>	第 1 章 総論 ～ 第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号） （略） 第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続 （１）～（４） （略） （５）公募占用計画の変更に係る事項 （中略） 1) ～ 4) （略）

変更案	現行
(6) ～ (9) (略) 第10章 その他 (略)	(6) ～ (9) (略) 第10章 その他 (略)